

# はじめに

横浜市立篠原西小学校 PTA 会員の皆様に、本校の PTA を理解し活動に参加していただくために、本校 PTA の概要をここにご紹介いたします。

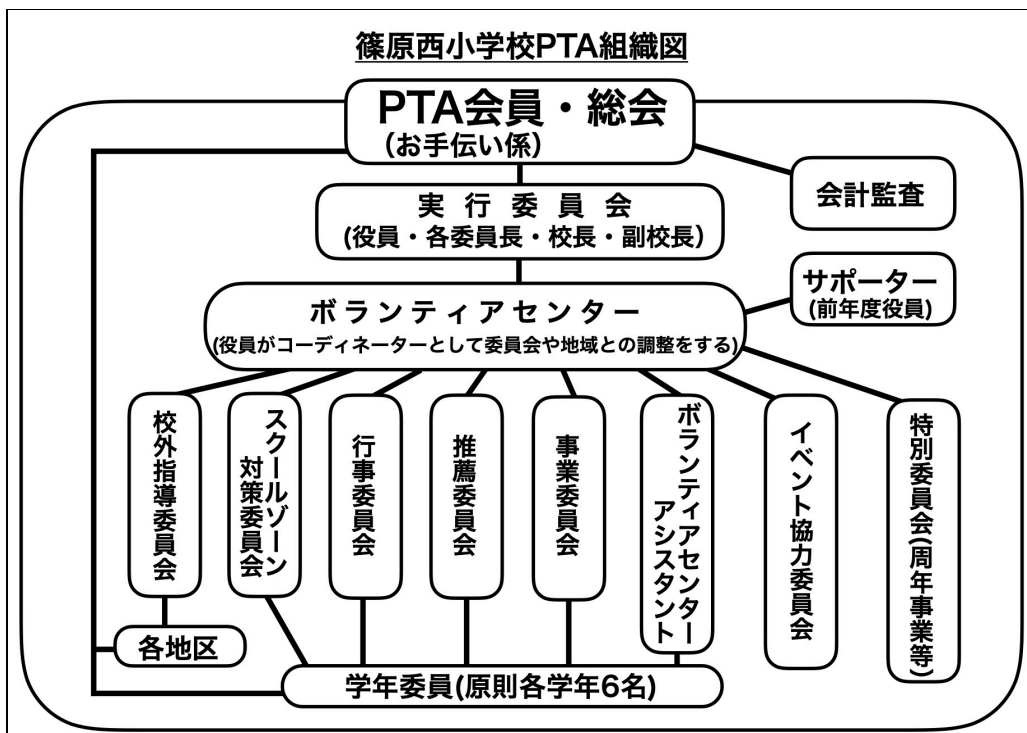
PTA の目的や方法について共通の理解をもって行動することにより、お互いの意思の疎通ができ、運営や活動がうまくいくのではないかと思います。

PTA の目的は、「保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長をはかる」というところにあります。この目的が達成されるように、この「PTA のしおり」が少しでもお役に立ち、子どもたちの教育環境の改善・充実がはかれることを願っております。

## < 篠原西小学校 PTA の歴史 >

本校は、昭和 44 年 4 月 1 日に開校されました。同年 6 月 19 日に、篠原西小学校 PTA 設立総会が開催され、本校 PTA が設立されました。様々な活動を積極的に行い、次のような賞を受賞しております。

- \* 昭和 60 年 6 月「横浜市優良 PTA 表彰」
- \* 平成 19 年 6 月「横浜市 P 連 優良 PTA 表彰」  
「横浜市 P 連 平成 18 年度広報誌コンクール努力賞」
- \* 平成 19 年 11 月「日本 PTA 全国協議会会長表彰」
- \* 平成 19 年 12 月「かながわ地球環境賞」
- \* 平成 20 年 11 月「交通安全功労団体表彰」
- \* 平成 24 年 11 月「交通安全功労者表彰」
- \* 平成 29 年 11 月「横浜市交通安全功労者表彰」
- \* 平成 30 年 6 月「横浜市 P 連 優良 PTA 表彰」
- \* 11 月「神奈川県教育委員会 優良 PTA 表彰」
- \* 令和元年 11 月「日本 PTA 全国協議会 優良 PTA 表彰」



PTAの主な活動

PTA 総会	総会は会員全員が参加できる最高の議決機関 定期総会は、前期と後期に開催し、右項の重要事項を審議決定	[前期総会] ・事業計画案 ・予算案 ・決算報告 ・会計監査報告 ・規約改正 等	[後期総会] ・活動報告 ・役員選出 ・規約改正 等
実行委員会	総会に次ぐ議決機関 各委員会の連絡調整	事業計画案・予算案検討 規約の細則等の制定 PTA 組織見直し 学校行事への協力	
ボランティアセンター	PTA の統括	PTA 総会運営 合同定例会、実行委員会運営 PTA だより発行 すこやかサークル お手伝い係取りまとめ ハッピーランド準備協力 外部関係行事・会議の出席 学校行事のお手伝い	
事業委員会	児童の心身の健全な発達をはかるため、教育環境の充実と整備及び学校保健指導に協力する 講演会等の企画と開催を行う。	給食試食会開催（年1回） 学校保健委員会出席（年2回） 保健活動（校内清掃・草刈り）企画・運営（6・8月） ベルマーク・インクカートリッジ回収取りまとめ 篠原中学校区家庭教育学級協力（まなびやしのはら講演会共催） 港北区学校保健会の出席（年2回） 外部講演会参加	
行事委員会	会員相互の親睦と生涯学習に適応した支援事業の取組を行う	「西小ハッピーランド」企画運営 外部講演会参加	
推薦委員会	次年度の本部役員候補、学年委員、イベント協力委員を選出する	委員名簿作成 委員記録の管理 学年委員選出 イベント協力委員選出 本部役員候補選出 外部講演会参加	
校外指導委員会	児童の校外における安全指導および関係機関と協力し、地域の安全対策に努める	各地区取りまとめ 長期休暇後の登校観察 パトロール取りまとめ 外部講演会参加	
スクールゾーン 対策委員会	校外指導委員会と連携し、スクールゾーン対策協議会を開催する。	スクールゾーン協議会開催 危険箇所、改善要望箇所の検討、提案、要望書の作成 警察、土木事務所、区役所地域振興課との連絡	
イベント協力委員会	PTA 行事と学校行事に協力する	保健活動（校内清掃・草刈り）協力（6・8月） 運動会協力 すこやか祭り協力 「西小ハッピーランド」出店	
ボランティアセンター アシスタント	ボランティアセンター業務補助	PTAだより作成 すこやか祭り参加 会議室予約管理 お便り印刷配布 行事準備や参加 等	

# 横浜市立篠原西小学校PTA規約

## 第1章 名 称

- 第 1 条 本会は、横浜市立篠原西小学校PTAという。  
所在地は、横浜市港北区篠原町 1241-1 におく。

## 第2章 目的及び活動

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

- 第 3 条 本会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。
1. よい保護者、よい教職員となるように努め、会員相互の親睦を図る。
  2. 家庭と学校の緊密なる連絡によって、児童の生活環境をよくする。

## 第3章 方 針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民生団体として、次の方針に従って活動をする。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関に協力する。
  2. 特定の宗教や政党に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
  3. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙者を推薦しない。
  4. 学校の人事その他管理運営には干渉しない。

## 第4章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、篠原西小学校に在籍する児童の父母、またこれに代わる者及び篠原西小学校の教職員とする。

- 第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第5章 会 計

- 第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及び雑収入をもって支弁する。

- 第 8 条 会員の会費は、一世帯、月額400円として納める。但し、8月は除く。

- 第 9 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

- 第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

- 第12条 本会の役員は次の通りである。  
会長1名 副会長3名 書記2名（1名教職員）会計2名（1名教職員）  
を基本とし、活動状況に応じて役員の人数を増員することができる。

- 第13条 役員は会員より選ぶ。

- 第14条 役員任期は1年とし、同じ役員の職については、原則として引き続き1年に限るが諸条件による再任は妨げない。役員退任後、「サポーター」として役員の補助にあたる。なお、教職員においてはこの限りではない。

- 第15条 役員選出は次の通りを行う。

1. 役員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）をおく。
  - ①学年委員の中から選出する。
  - ②教職員の中から互選により2名を選出する。
2. 推薦委員は、自薦や他薦を広く募り、各役員候補者を推薦する。前述の選出方法により選出に至らない場合は、当該年度の推薦委員に選出方法を一任する。選出方法については、事前に会員に開示する。推薦委員は、役員候補者に推薦されない。
3. 推薦委員会は、各役員候補者の氏名を、後期総会の7日前に会員に知らせる。
4. 推薦委員会は、被推薦者の氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
5. 役員は、後期総会に選出する。但し、止むを得ず選出ができなかった場合は、臨時総会または紙面総会にて承認される。
6. 役員は、4月1日より就任する。

7.平成30年度のみ横浜市立篠原西小学校50周年に伴い学年委員を2~3名追加し50周年事業実行委員として活動してもらう。

第16条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第18条 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を記録し、その他の文書をつかさどる。

第19条 会計は、総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理し、総会で会計監査を経た決算報告をする。

#### 第7章 会計監査

第20条 本会の経理を監査するための3名の会計監査をおく。

第21条 会計監査は、会長が任命し、前期総会で承認を受ける。

第22条 会計監査は、必要に応じ、臨時に会計を監査することができる。

第23条 会計監査の任期は1年とし、引き続き1年に限り再任できる。

#### 第8章 学年委員

第24条 各専門委員会を構成する委員の選出は、次の通りとする。

1. 校外指導委員は、各地区の会員の互選により選出する。
2. 学年委員は、自薦を募り、推薦委員により選出される。
3. 学年委員の選出は原則各学年6名とする。なお、学年委員と校外指導委員は兼ねることができない。

第25条 学年委員の任務は次の通りとする。

1. 会員相互の親睦を図るため、学年親睦会の開催等、学年を単位とする活動の企画運営、学校行事のサポートを行う。
2. 事業委員会、行事委員会、推薦委員会、スクールゾーン対策委員会、ボランティアセンターアシスタントのいずれかに所属する。
3. 各学年より、学年会計監査2名を選出する。

#### 第9章 総会

第26条 総会は、本会の最高議決機関である。

第27条 総会は、定期総会、臨時総会、紙面総会とする。

第28条 定期総会は、前期・後期に開催する。但し、開催時期は当該年度の役員に一任する。

臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、また会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第29条 総会の定足数は会員の2分の1とし、議事は出席者の過半数で決する。但し、止むを得ず出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

#### 第10章 実行委員会

第30条 1. 実行委員会は、役員・委員長・校長・副校長及び特別委員会のある場合はその代表者をもって構成される。委員長欠席の場合は代理の者に委任することができる。

2. 実行委員会の任務は、次の通りとする。

- ①総会に次ぐ議決機関である。
- ②年間予算を立案する。
- ③総会の計画、運営にあたる。
- ④各委員会の連絡調整を行う。
- ⑤役員が任期中に欠損を生じた場合は、第15条の規定にかかわらず実行委員会が指名する。その役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑥緊急問題の発生した場合には、応急の措置をとることができる。但し、後日総会の承認を得る。
- ⑦会計監査の権限をおかしてはならない。

第31条 実行委員会は、原則として月1回開催する。

臨時の実行委員会は、会長の必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき、構成する。

第32条 実行委員会は、実行委員の2分の1以上出席がなければその議事を開き、議決することはできない。

第33条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第11章 組織

- 第34条 本会の活動を企画運営するために、事業委員会、行事委員会、推薦委員会、校外指導委員会、スクールゾーン対策委員会ボランティアセンターアシスタント、イベント協力委員会をおく。
- 第35条 特別な事項については、必要があるとき、特別委員会を設けることができる。
- 第36条 1. 各組織の委員は、学年委員より選出し、会長が委嘱する。  
(但し、校外指導委員会の委員は、地区から選出し、イベント協力委員会は就労者を対象とする。)  
2. イベント協力委員を除く、各委員会は、委員長1名・副委員長2名(1名教職員)を選出する。
- 第37条 各委員会及び各委員は、相互に協力する。
- 第38条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第39条 委員長・副委員長及び委員の任期は、1年とする。
- 第40条 各組織の任務は次の通りとする。
1. 事業委員会  
児童の心身の健全な発達をはかるため、教育環境の充実と整備及び学校保健指導に協力する。講演会等の企画と開催を行う。
  2. 行事委員会  
会員相互の親睦と生涯学習に適応した支援事業の取組を行う。
  3. 推薦委員会  
次年度の本部役員候補、学年委員、イベント協力委員を選出する。
  4. 校外指導委員会  
児童の校外における安全指導及び関係機関と協力し、地域の安全対策に努める。
  5. スクールゾーン対策委員会  
校外指導委員会と連携し、スクールゾーン対策協議会を開催する。
  6. ボランティアセンターアシスタント  
ボランティアセンターの業務を補助する。
  7. イベント協力委員会  
PTA 行事と学校行事に協力する。

## 第12章 細 則

- 第41条 本会の運営に必要な細則は、本規則に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て、別に定めることができる。

## 第13章 規約改正

- 第42条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。  
但し、改正案は、総会開催1週間前に知らせておかなければならない。

## 第14章 付 則

この規約は昭和44年6月19日に制定し施行する。

一部改正	昭和59年	2月23日
一部改正	平成5年	2月19日
一部改正	平成9年	2月20日
一部改正	平成10年	2月19日
一部改正	平成13年	2月22日
一部改正	平成16年	2月26日
一部改正	平成20年	2月21日
一部改正	平成24年	2月23日
追記	平成24年	4月26日
一部改正	平成26年	2月20日
一部改正	平成26年	3月4日
追記	平成27年	3月12日
追記	平成29年	3月25日
一部改正	平成29年	10月23日
追記	平成29年	10月23日
一部改正	平成31年	2月12日
一部改正	令和元年	5月13日
一部改正	令和2年	2月10日

以上

## 横浜市立篠原西小学校 PTA 細則

(目的)

第1条 この細則は、横浜市立篠原西小学校 PTA (以下、「本会」という。) 規約第12章第41条により、本会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会および特別委員会)

第2条 規約第11章第39条の細則として以下の事項を定める。

1. 過去に委員会の正副委員長、校外指導委員会の各係のリーダーを務めた者は、2回目以降に委員として選出された際、正副委員長またはリーダーに原則として再任しない。
  - (1) 本人が希望する場合にはこの限りではない。
  - (2) 新年度委員内に過去に正副委員長またはリーダーを務めた者が多い場合、再任することがある。

附則

この細則は、令和元年9月10日から施行する。

一部改正・・・・・・・・・・令和 2年 2月10日

### 篠原西小学校 P T A 慶弔及び活動費規定 (内規)

1. 慶事 教職員の結婚・・・・・・・・・・5,000円
2. 弔事 (1) 教職員  
イ. 本人・・・・・・・・・・5,000円  
ロ. 配偶者、一親等・・・・・・・・5,000円  
(2) 在籍児童・・・・・・・・・・5,000円  
(3) 会員・・・・・・・・・・5,000円  
教職員本人、児童、会員には必ず花輪または生花を添えるものとする。
3. 傷病見舞 (1) 教職員及び児童  
1ヶ月を経過する場合・・・・・・・・3,000円  
以後、長期にわたる場合別途考慮する。  
(2) その他、会員に不慮の事故等があった場合、見舞金をおくる。
4. 災害見舞 事情により、役員、校長が協議する。
5. 転退職 (1) 教職員・・・・・・・・・・花束  
(産休補助職員、非常勤講師は教職員に準ずる)  
(2) P T A 役員退任・・・・・・・・感謝状と活動費  
(3) 学年委員及び校外指導委員の退任・・・活動費  
※役員・委員は、1年の任期とする。
6. 会員に準ずる者または関係の団体等に対する慶弔に関しては、次の通りとする。
  - (1) 校医、その他本校関係者については、別途協議する。
  - (2) 本校及び P T A に関係ある団体、功労者に対しては、別途協議する。
7. その他 (1) 上記項目に対する慶弔のための行為は、学年または学級では行わない。  
(但し有志による場合においてはこの限りではない)  
(2) 上記に対してのお返しは、一切しないこととする。
8. 本内規は、昭和44年6月19日より適用する。平成31年2月12日一部改正



横浜市立篠原西小学校 PTA のしおりをお読みになっていかがでしたか。

PTA は、次代を担う子どもたちがより健やかに成長することを常に願っている組織です。実際に子どもたちがおかれている環境を正しく知る一番身近な情報網は、PTA であると思います。

さあ、学校を外から見るだけでなく、PTA 活動に参加し、内から見つめてみませんか。

あなたの積極的な参加をお待ちしております。

【発行】横浜市立篠原西小学校 PTA

【発行日】令和2年2月10日